

行政評価の進め方について

1 評価の目的

行政評価を実施するにあたり、第三者による評価を実施することで、客観性を確保するとともに、効果的かつ効率的な行政運営の推進を図る。

2 評価の視点及び方法

第8次刈谷市総合計画の重点戦略における進捗状況及び内部評価と今後の方針（方向性）【資料3】における「KPI評価」及び「内容」について、評価内容、取組内容、課題や方向性等の妥当性を審議し、行政評価委員会による「評価」を行う。

なお、資料3にある各重点戦略の方向性における「令和5年度に実施した主な事業」の選定にあっては、第8次刈谷市総合計画実施計画書（令和5～7年度）【資料5】の主な事業を中心に選定している。

3 評価の進め方

（1）第1回行政評価委員会

ア 事務局から次の5つの重点戦略の概要、KPI評価及び内容を説明

- ・重点戦略1：若い世代や子育て世代への支援
- ・重点戦略2：魅力ある働く場の創出
- ・重点戦略3：にぎわいの創出
- ・重点戦略4：誰もが活躍できる社会の形成
- ・重点戦略5：安全に暮らし続けられる環境の整備

イ 上記重点戦略ごとに質疑応答及び意見交換

（2）第2回行政評価委員会

ア 第8次刈谷市総合計画の重点戦略における進捗状況及び評価

（ア）第1回行政評価委員会での質問への回答（該当がある場合）

（イ）重点戦略における進捗状況及び評価

5つの重点戦略に対する「KPI評価」及び「内容」について行政評価委員会による「評価」を行う。

イ 総評

4 評価結果

評価の結果は、「第8次刈谷市総合計画の重点戦略における進捗状況及び評価」として9月下旬に市ホームページにて公開する。

また、会議における意見や評価内容については、その趣旨を踏まえ、必要に応じて施策や翌年度以降の予算編成に反映するものとする。

5 会議の公開

会議は、一般の傍聴を認め、公開により開催する。ただし、傍聴者により会議進行の支障となる行為等があった場合は、委員長の判断により退席を求めることができるものとする。

また、会議終了後に市ホームページにおいて議事録及び資料を公開するものとする。